

一時預かりのしおり



余市町立中央保育所

余市町美園町 43 番地 36 TEL 0135-22-2159

余市町立大川保育所

余市町大川町 12 丁目 3 番地 TEL 0135-23-6015

1. 趣旨

家庭における保育が一時的に困難となった児童について、当保育所にてお預かりし、必要な保育を行うこと。

2. 利用対象児童

満1歳～小学校就学前の児童

※ 土曜日の利用については、保護者のいずれも「保育の必要性」を満たしている児童が対象となります。

3. 利用日時、期間

月曜日～土曜日 午前8時30分～午後5時00分

※ 祝日、保育所の休所日を除く

※ 中央保育所の土曜日利用は、奇数月の土曜日のみ利用可能

※ 大川保育所は、偶数月の土曜日のみ利用可能

※ 週3日以内、1ヶ月10日以内（緊急時は、継続利用可能）

4. 実施場所

余市町立中央保育所 余市町美園町43番地36 ☎ 0135-22-2159

余市町立大川保育所 余市町大川町12丁目3番地 ☎ 0135-23-6015

5. 利用時間と利用料について

利用時間	金額	
	給食を利用しない場合	給食を利用する場合
午前（午前8時30分～午後0時30分まで）	500円	700円
午後（午後1時～午後5時まで）	500円	—
1日（午前8時30分～午後5時まで）	1,000円	1,200円

※ 利用料のお支払いは、原則、利用日当日までに、直接保育所にお支払い願います。
(釣り銭のないようにご協力ください。)

※ 利用料をお支払いの後、町から利用料を償還払い・助成する制度があります。詳しくは「利用料の無償化・助成制度について」をご覧ください。

6. 申込方法

事前に電話で確認のうえ、新規での利用の場合は、原則、利用希望日の一週間前までに、「一時預かり事業利用申請書」を「中央保育所」に提出してください（利用前の面談も中央保育所にて行います。）。

申請書は各保育所にあります。

※ 実施日であっても、行事や保育士等の都合により利用できない場合があります。
必ず申請前に、利用する保育所へご確認ください。

7. 提出書類

- 一時預かり事業利用申請書
 - ・・・児童1人につき1枚ずつ
- 保護者のいずれも「保育の必要性」を満たしていることを証明する書類
 - ・・・保護者それぞれの就労証明等

※無償化・助成対象の方は、別途書類の提出が必要になります。詳しくは「利用料の無償化・助成制度について」をご覧ください。

8. 給食について

- ・3歳未満児、3歳以上児ともに保育所の給食を提供します。
- ・食物アレルギーのお子さんには、お弁当を持参してもらう場合があります。

9. 登所・降所の際のお願い事項

- ・ご家庭の都合により一時預かりの利用をキャンセルする場合は、必ず事前に保育所へ連絡して下さい。
- ・登所、降所の際は、必ず届け出ている方が送迎をお願いします。
届け出ている人以外の方が送迎する場合は、必ず保育所へ事前に連絡して下さい。
- ・お子さんの急な発熱など、緊急の場合はお迎えをお願いすることがあります。
(37.5℃以上の発熱、もしくは全身状態が思わしくない場合など)
- ・感染症流行時には、一時預かりを見合わせる場合がございますので、ご了承下さい。

10. 利用日に持参する物(持ち物全部に名前を記入して下さい。)

持ち物	3歳未満児	3歳以上児
上靴	○	○
乾いたおしぼり 2枚 (ビニール袋に入れて)	○	○
コップ (プラスチックのもので、袋に入れて)	○	○
食事用エプロン	○	—
着替え (上着・ズボン・シャツ・パンツ・靴下) ※最低1組づつ	○	○
おむつ・おしりふき ※おむつは児童の発達状況に併せて 必要な枚数だけ	○	○
ビニール袋 (汚れた物を入れるため)	○	○

11. 保育所での生活

毎日の生活は次のようになっています。

午前	保育内容	午後	保育内容
8:30	登所開始（健康状態観察） 自由保育（子供の興味に応じて好きな遊びをする）	12:15	午睡準備と排泄 絵本、紙芝居
9:30		13:00	
9:30	片付け、おやつ（3歳未満児のみ）	13:00	午睡開始
9:50	体操、排泄、手洗い	15:00	起床
9:50	一斉保育（年齢に応じてクラス別に活動）	15:00	午睡後 片付けと排泄
11:15		15:15	
11:15	排泄、手洗い、昼食準備 昼食	15:15	おやつ
12:00	昼食終了	15:30	おやつ終了
12:00	自由遊び	15:30	帰りの準備、自由遊び 降所開始
12:10	片付け	17:00	降所（全員）

【利用料金の無償化・助成制度について】

●概要

令和元年10月より開始された幼児教育・保育の無償化に伴い、一時預かりを利用する児童に係る利用料が無償化の対象となります場合があります（国の無償化制度）。

また、令和6年7月より、上記国の無償化制度の対象とならない児童に係る利用料について、町の独自事業により、助成を受けることができます（町の独自助成制度）。

●対象要件（以下のすべてに該当）

- ・保護者が余市町に在住している
- ・保育所・幼稚園・認定こども園に在籍していない（1日当たりの開設時間が8時間を超過するまたは、年間の開設日数が200日を超過する施設）
- ・保護者のいずれも「保育の必要性」を満たす

※ 認可外保育施設等を利用している場合は、月毎に合算した利用料について、各制度の対象となります。

●無償化・助成制度の対象範囲及び上限額

世帯／年齢	0～2歳児	3～5歳児
課税世帯	助成（町独自） 助成上限額：42,000円	無償化（国：新2号認定） 無償化上限額：37,000円
非課税世帯	無償化（国：新2号認定） 無償化上限額：42,000円	

※ 年齢は利用年度の4月1日時点の年齢で区分します。

※ 世帯の課税・非課税は、児童の世帯員等の住民税（4～8月分は前年度、9～翌年3月分は当該年度のもの）によって区分します。

●手続き

手続き	国の無償化制度	町の独自助成制度
①認定申請	町に対し、児童ごとに、下記書類を提出する。 ・「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書」 ・「保育の必要性」を証明できる書類（保護者の就労証明書等）	—
②認定	町が新2号または新3号の認定を行う。	—
③利用・支払い	<ul style="list-style-type: none"> 各保育所にて一時預かりの利用を行う。 利用料金の支払いを行う（領収書を必ず保管してください）。 施設から「提供証明（兼領収書）」を受領する。 	
④請求	町に対し、児童ごとに、下記の請求書類を提出する。なお、同月に認可外保育施設等の利用がある場合は、月毎に合算して請求する。	
	【提出書類】 ・「施設等利用費請求書」 ・「領収書」 ・「提供証明（兼領収証）」	【提出書類】 ・「余市町認可外保育施設等利用助成金交付申請書兼請求書」 ・「保育の必要性」を証明できる書類（保護者の就労証明書等） ・「領収書」 ・「提供証明（兼領収証）」
⑤償還払い・助成	請求書に基づき償還払いを行います。	決定通知書を送付のうえ、助成金の支払いを行います。

※ 申請・請求書類は、役場子育て・健康推進課子育て推進係（町担当窓口：0135-21-2122）または各保育所にてお受け取りください。

※ 無償化・助成対象になるかの確認は、町担当窓口までお問い合わせください。

※ 申請・請求書類の提出、提供証明（兼領収書）の提出は、原則、町担当窓口に出させていただきますが、事前調整いただければ、保育所で受け付けることも可能です。